

料金表（入所サービス）

〈基本型〉

令和5年4月改定

1ヶ月（30日）あたりの基本料金 ※のみ		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	多床室利用（円）	124,766	126,296	128,306	129,926	131,666
	個室利用（円）	187,496	188,936	190,916	192,626	194,246
2割負担	多床室利用（円）	161,209	164,269	168,330	171,600	174,979
	個室利用（円）	221,569	224,449	228,409	231,799	235,069
3割負担	多床室利用（円）	197,592	202,212	208,182	213,072	218,262
	個室利用（円）	255,582	259,902	265,872	270,972	275,862

\* 上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金変動します。

■介護保険給付サービス 介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.68）を乗じた額を掲載（少数点以下切り上げ）

介護報酬基本サービス	多床室				個室			
	単位数	自己負担額（円）			単位数	自己負担額（円）		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護1（基本サービス費）※	788単位	842	1,684	2,525	714単位	763	1,526	2,288
要介護2（基本サービス費）※	836単位	893	1,786	2,679	759単位	811	1,622	2,432
要介護3（基本サービス費）※	898単位	960	1,919	2,878	821単位	877	1,754	2,631
要介護4（基本サービス費）※	949単位	1,014	2,028	3,041	874単位	934	1,867	2,801
要介護5（基本サービス費）※	1003単位	1,072	2,143	3,214	925単位	988	1,976	2,964

■加算料金	1割	2割	3割	算定条件	
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ※	37	73	109	円/日	厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援等評価指標として算出される数が報酬上の評価における区分が要件にみたしている場合
夜間職員配置加算※	26	52	77	円/日	夜間職員の配置が基準を満たしている場合
短期集中リハビリテーション実施加算※	257	513	769	円/日	入所後3か月以内で集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	257	513	769	円/日	認知症の方で、入所後3か月以内に個別集中的にリハビリを行った場合（週3日まで）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算※	36	71	106	円/月	入所者ごとのリハビリ実施計画書の内容を厚生労働省に提出し、かつ適宜計画を見直す等リハビリテーションの実施に必要な情報を活用している場合
療養食加算	7	13	20	円/食	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度に提供した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）※	65	129	193	円/月	入所者の心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたってこれらの情報を適切に活用し、適宜施設サービス計画を見直している場合
経口維持加算（Ⅰ） （Ⅱ）	428 107	855 214	1,282 321	円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理のための食事の観察及び会議を行えばⅠの加算Ⅰの加算+外部の医師、STが加わったⅡの同時加算となる。
排せつ支援加算（Ⅰ）※	11	22	33	円/月	排泄に介護要する入所者であって、適切な対応により改善が見込まれる場合に算定。原因を分析しながら支援計画の作成及びその支援を行うこと。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）※	4	7	10	円/月	入所者ごとの褥瘡の発生リスクとモニタリング指標を用い少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を提出し、関連の者が共同し褥瘡ケア計画を作成すること（3月に1回限度）
外泊時費用	387	774	1,160	円/日	居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。
外泊時費用（在宅サービス利用時）	855	1,709	2,564	円/日	入所サービス中に外泊し、その間に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定
低栄養リスク改善加算	321	641	962	円/月	低栄養「高」の入所者であること、月1回以上、多職種が共同して栄養管理するための管理 食事観察を週5回以上行い、入所者に対して栄養状態・嗜好踏まえ食事・栄養調整等を行う事。
再入所時栄養連携加算	214	428	641	円/月	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養または嚥下調整食の新規導入）再入所後の栄養管理を管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成した場合
入所前後訪問指導加算Ⅰ Ⅱ	481 513	962 1,026	1,442 1,538	円/日	入所期間が1月を超える見込みの者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居室に訪問し、サービス計画を策定及び診療方針の決定を行った場合
初期加算※	33	65	97	円/日	入所後30日間に限り算定します。
緊急時治療管理加算1	554	1,107	1,660	円/日	緊急的な治療として投薬・検査・注射・処置等を行った場合、月3日まで
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	513	1,026	1,538	円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）のイ※	20	39	58	円/日	（Ⅰのイ）介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと判断した利用者で、入所者様やご家族様から看取りの同意を得て計画が作成されている。また、随時説明させていただいた場合に算定（お亡くなりになられた日によって加算額が変動）				
ターミナルケア加算11	86	171	257	円/日	死亡日以前31日～45日
ターミナルケア加算21	171	342	513	円/日	死亡日以前4日～30日
ターミナルケア加算31	876	1,752	2,628	円/日	死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算41	1,763	3,525	5,287	円/日	死亡日
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×加算率0.8%×地域単価10.68×負担割合			介護職員処遇改善（ベースアップ）のための加算	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数×加算率2.1%×地域単価10.68×負担割合			キャリア（経験・技能）のある介護職員に対する更なる処遇改善加算	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数×加算率2.9%×地域単価10.68×負担割合			介護職員処遇改善のための加算	

■介護保険適用外のサービス

食費※	1,770	円/日	個室利用のみ
おやつ代※	110		
居住費※	1,640		
個室料※	1,100		
居住費※	570		
2人室料	440		
教養娯楽費※	160	円/日	多床室のみ
電気使用料	50		
喫茶代	60		
喫茶代（ひだまりカフェ）	50		
理美容代	自費		
アメニティセット（別会計）*Aセットのみの場合 ※	330		
		円/回	多床室かつ2人室
		円/日	利用した場合
		円/回	利用した場合
		円/回	利用した場合
		円/回	タオルその他日用品のレンタル。（株）アメニティより